

オンライン申請可

毎年度申請

# 紙オムツ券

ねたきりや認知症等により常時紙オムツ(紙パンツ)を使用している人に紙オムツ券を給付します。

## 1 サービスの内容

紙オムツ券を、1か月につき 2,000 円相当分(1,000 円相当分の券 2 枚)給付します。

## 2 給付を受けられる人

以下の(1)～(3)の全てに当てはまる人

- (1) **満40歳**以上で要介護2～5の認定を受けている在宅で生活する人である。
- (2) ねたきり・認知症等により、常時紙オムツを使用している。
- (3) 市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料に滞納がない。

### 対象とならない人

- ・医療機関に入院中の人
- ・施設(※)に入所または入居中の人  
※…特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム
- ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスのみを利用し、在宅の期間がない人

## 3 申込みから給付まで ※併せて、鹿沼市指定ごみ袋引換券の申請もできます。

「寝たきり老人等紙オムツ給付申請書」と「鹿沼市指定ごみ袋交付申請書」を高齢福祉課またはコミュニティセンターへ提出します。

### 【送付先を変更する場合】

申請書と併せて「送付先変更届」をご提出ください。  
(親族または後見人のみ手続き可能)

### 【オンライン申請】

右の二次元コードからオンライン申請ができます。

申請に必要なもの  
対象者の

・介護保険証  
(コピー可)

代行申請者の

・本人確認書類



オンライン申請はこちらから

紙オムツ券の給付対象者の要件を満たしている場合、  
申請月の翌月に紙オムツ券を郵送します。  
(紙オムツ券は申請いただいた月の翌月分から給付されます。)

次年度分の助成券は、**毎年3月から申請**できます。

オンライン申請可

毎年度申請

# はり・きゅう・マッサージ助成券

保険適用外のはり・きゅう・マッサージの施術を受けている人に助成券を交付します。

## 1 サービスの内容

- ・市が指定する施術所で使える、はり・きゅう・マッサージ施術費助成券を交付します。
- ・交付枚数は、1人につき1回1,000円の助成券を年間最大6枚までです。  
(3月～8月申請:6枚交付、9月～翌年2月申請:3枚交付)
- ・助成券1枚につき、施術費から1,000円の割引が受けられます。

## 2 交付を受けられる人

在宅で市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料に滞納がない以下のいずれかに当てはまる人

- (1)75歳以上
- (2)65歳以上で、身体障害者手帳1・2級を有する。

## 3 申込みから交付まで

「保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術費助成交付申請書」を高齢福祉課またはコミュニティセンターへ提出します。

### 【本人以外が窓口に来る場合】

交付申請書の代理人の欄をご記入いただき、必要書類を持参のうえ、高齢福祉課またはコミュニティセンターへご提出ください。

### 【オンライン申請をする場合】

右の二次元コードからオンライン申請ができます。

申請に必要なもの  
代理人の  
・本人確認書類



オンライン申請はこちらから



対象者の要件を満たしている場合、申請月の翌月に助成券を郵送します。  
(助成券は申請いただいた月の翌月分から給付されます。)

次年度分の助成券は、**毎年3月以降に申請**ができます。

# 介 護 手 当

要介護4・5の高齢者を、市内で同居しながら日常生活の介護をしている人に手当を支給します。

## 1 支給の内容

- (1)支給金額は、対象となる高齢者1人につき月額4,000円です。
- (2)支給は原則、第1期(1月～6月分)と第2期(7月～12月分)の年2回です。
- (3)月のうち15日以上、日常生活の介護をしていた月を支給対象とします。  
(入院・ショートステイは対象となりません)

	対象期間	申請月	支給月
第1期	1月～6月分	7月	9月
第2期	7月～12月分	翌年1月	翌年3月

第1期は9月に、第2期は翌年3月に対象月数分を支給します。

## 2 支給を受けられる人(介護者)

次の全てに当てはまる人

- (1)鹿沼市内に引き続き6か月以上住所がある。
- (2)対象者(在宅要介護高齢者)と同居し、日常生活の介護を主に行っている。

## 3 対象者(在宅要介護高齢者)

次の全てに当てはまる人

- (1)65歳以上
- (2)鹿沼市内に引き続き6か月以上住所がある。
- (3)要介護4又は要介護5の認定を受けている。
- (4)市内で同居しながら、日常生活の介護を受けている(介護施設に入所していないこと)。



#### 4 申請から支給まで

介護者は、「鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当受給資格申請書」をご記入のうえ、高齢福祉課に提出します(オンライン申請もできます)。

##### 申請の際に必要なもの

- ・要介護高齢者の介護保険証(コピー可)
- ・介護者名義の預金通帳



申請書の提出後、鹿沼市で認定の可否を決定し、登録します。

認定の可否は介護者に通知します。

※申請書を受理した翌月の在宅介護実績から支給対象となります。

オンライン申請は



こちらから



介護者に対し、7月及び1月頃に支給案内の通知を送付します。

通知に記載の期限までに現況届等必要な書類を提出してください。



入院・入所等の有無や介護の現況を確認し、審査します。

支給対象となる場合、介護手当を支給します。

#### 5 支給対象とならない場合

(1)対象期間のうち、日常生活の介護をしていた日が1か月で14日以下の月

※ショートステイや入院など宿泊を伴う日は、対象となりません。

※施設に入所したときは、受給資格を喪失します。

ショートステイ	1日以上の宿泊を伴う介護サービス ※日帰り(デイサービス)は含みません
入院	医療機関(病院・医院)への入院
入所	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護事業所等への入所

(2)高齢者の介護を怠るなどの不適切な状況が認められるとき

#### 6 手当の返還

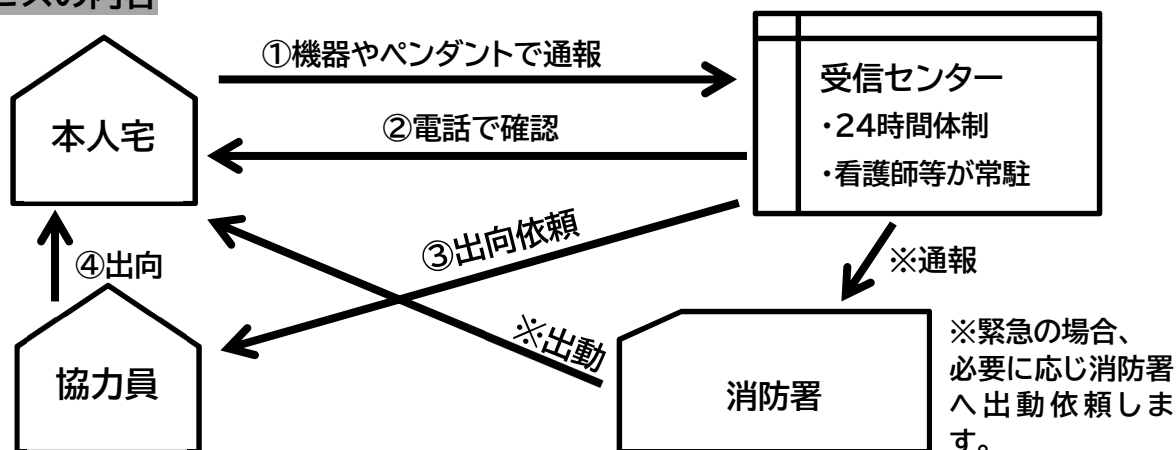
虚偽の申請により支給を受けた場合は、支給された手当を返還していただきます。

申請内容に誤りのないよう、十分注意してください。

# 緊急通報システム

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、病気などにより日常生活に不安のある人が、急病や災害等の緊急時に迅速に連絡をとることができる機器を設置します。

## 1 サービスの内容



・緊急時の連絡対応のほか、月に一度、受信センターから安否確認のお電話をします。

## 2 サービスを利用できる人

以下の全てに当てはまり、病気などにより日常生活に不安があり、機器を使用できる人

- (1) 65歳以上
- (2) ひとり暮らしや高齢者のみの世帯

## 3 申込みからサービス開始まで

「高齢福祉課」に申し込みます。(できれば、申込み前にお電話等でご相談ください。)

**【申請の際に必要なもの】**  
・対象者の身分証明書  
(コピー可)

対象者の状況などをお聞きします。

利用できる人として認められる場合、機器を設置します。

・申請前に決めていただくこと

- (1) 協力員…緊急ボタンが押された場合など、受信センターから出向依頼があった際に、対象者宅に行き、本人の安否確認をしていただきます。
- (2) 緊急連絡先となる親族等(身元引受人)

30分以内に駆け付けられる  
協力員が2人以上必要です

## 4 費用

- ・機器の設置や撤去の工事費、レンタル料は市で負担しますが、通信料は本人負担です。
- ・固定電話の回線をお持ちでない場合、月々の携帯型機器の料金がかかります。
- ・故意または過失によって生じた修理や、機器の紛失等の費用も本人負担となります。



緊急通報装置(固定型)

## 5 よくあるご質問

Q.間違ってボタンを押してしまったときでも、すぐに救急車を呼ばれてしまうの？

A.間違って押してしまった場合は、受信センターの職員に「間違えました」と言っていれば、救急車の出動要請はされません。

Q.救急車を呼ぶほどでもないが、体調に不安がある場合はどうすればいい？

A.受信センターには看護師が常駐していますので、いつでもご相談ください。

Q.おおよそのぐらいで通報から救急車が呼ばれるの？

A.救急車の要請があれば即時に救急車を手配し、最寄りの消防署から救急車が出動します。

# 救急医療情報キット 「みまもりくん」

高齢者のひとり暮らし世帯等の急病等の緊急時において、迅速かつ適切な救急活動に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を給付します。利用者が自宅の冷蔵庫に保管することにより、市民の安全と安心の確保を図ります。

## 1 サービスの内容と利用方法

緊急時に、救急隊員が連絡先やかかりつけ医を確認できるように、必要な情報をシートに記入して保管しておきます。連絡先が変わったなどの変更があった場合には、シートの情報も必ず書き直してください。

### お渡しするもの

- (1)保管容器(名前を記入し、冷蔵庫の扉の内側に保管します。)
- (2)救急情報シート(かかりつけ医や緊急連絡先を記入し、容器に入れます。)
- (3)表示シール2種(マグネットは冷蔵庫に、シールは玄関ドアの内側に貼ります。)

## 2 サービスを利用できる人

健康に不安のある65歳以上の高齢者又は障がい者のうち、以下のいずれかに当てはまる人

- (1)ひとり暮らし
- (2)高齢者や障がい者のみの世帯
- (3)日中独居となる

### 対象となる障がい者の方

身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1・A2、  
精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級を有する人

## 3 申込みからサービス開始まで

「高齢福祉課」に申し込みます。  
(65歳未満の人は「障がい福祉課」へ)

### 【申請の際に必要なもの】

申請者(窓口に来る人)の身分証明書



対象要件などを確認し、利用できる人として認められる場合「救急医療情報キット」を給付します。



救急医療情報キット  
縦:22cm 直径:6cm

# 補聴器購入費の助成

聴力において障害者手帳の交付対象とならず、医師に補聴器の装用によりコミュニケーションにおいて一定の効果が期待できると判断された人に対して、補聴器の購入費の一部を助成します。

## 1 助成額

区分	助成(100円未満切捨)	上限額
住民税課税者	購入費の1/2以内	40,000円
住民税非課税者 生活保護受給者	実費相当額	

※補聴器の購入費用は、医療費控除の対象となることがあります。詳細は医師にご確認ください。

## 2 対象者 ※この助成を受けてから5年間は、再申請できません。

以下の全てに当てはまり、補聴器を継続的に使用する人

- (1)65歳以上
- (2)両耳とも聴力レベルが40dB以上で、聴覚の身体障害者手帳の交付対象とならない人
- (3)医師に補聴器を使用することで、コミュニケーション上、効果が期待できると診断された人
- (4)市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料に滞納がない人

## 3 申込みから助成まで

補聴器を購入する前に「高齢福祉課」へ相談・申請してください。

【申請の際に必要なもの】  
対象者の身分証明書



市内の耳鼻咽喉科を受診し、医師に意見書を記入してもらいます。



指定の販売店で補聴器の調整をし、申請書等を市へ提出します。

↳ 指定の販売店…認定補聴器技能者がいて、協力の申し出があった販売店のことです。



助成できると認められた場合、販売店で補聴器をご購入ください。  
このとき、助成額を差引いた金額をお支払いください。

お願いします



補聴器を  
購入する前に  
ご申請ください

# くらしのお手伝い券

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の人が在宅で自立した生活を送るために、介護保険で受けられない日常生活のお手伝いをします。

## 1 サービスの内容

市で指定した事業所で使える「高齢者くらしのお手伝い利用券」を1か月につき3時間分を交付します。この券は、介護保険の対象とならないサービスに使うことができます。

例えば…

- ・居宅周りの手入れ(草むしり等)
- ・掃除(窓拭き、換気扇掃除等)
- ・外出時の援助(散歩時の付き添い等)

## 2 サービスを利用できる人

以下の全てに当てはまる人

- (1)65歳以上
- (2)市民税が非課税の世帯
- (3)同一敷地内に親族の世帯がない、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
- (4)本人か同居者が要介護(要支援)認定者または介護予防・生活支援サービス事業対象者

## 3 申込みから交付まで

「高齢福祉課」に申し込みます。

### 【申請の際に必要なもの】

対象者の介護保険証(コピー可)



対象者の状況を確認します。



利用できる人として認められる場合、高齢者くらしのお手伝い利用券を交付します。

## 4 費用 ※直接、事業者にお支払いください。

1時間当たり230円

※材料費がかかる場合は、別途、本人負担となります。

# 「食」の自立支援 (配食サービス)

食関連サービスの利用調整を行い、必要と認められた人に対して栄養のバランスのとれた食事を届け、安否を確認します。

## 1 サービスの内容

- (1)食関連サービスの利用調整
- (2)食事の配達(昼食のみ、週2回程度)  
※週3回以上の利用をご希望される場合は、ご相談ください。
- (3)食事を手渡しながらの安否確認

## 2 サービスを利用できる人

以下の全てに当てはまり、ご家族や介護保険等のサービスでは支援が不十分となる人

- (1)65歳以上で市内に居住する人
- (2)ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、または高齢者と障がい者のみの世帯
- (3)要介護状態(要介護認定者等)にあり、自分で食事の調理ができない人または困難な人

## 3 申込みからサービス開始まで

### 介護認定をお持ちの方

担当のケアマネジャー  
に相談します。



「高齢福祉課」に相談・申込みを  
します。



心身・食事支援・設備等の状況を確認し、サービスを利用できる人として認められる場合、  
配食サービスを開始します。

### 介護認定をお持ちでない方

お住まいの地区の  
担当「地域包括支援センター」等と相談し、「高齢福祉課」に申込みをします。  
(担当の「地域包括支援センター」については、高齢福祉課にお問合せください。)



## 4 利用者負担

1食400円(直接、事業者にお支払いください。)



# 福祉電話の貸与

外部とのコミュニケーションや緊急時の連絡手段等を確保するため、固定電話や携帯電話を持たない高齢者世帯等に電話機や電話回線を貸し出します。

## 1 サービスの内容

電話機や回線を貸し出します。

## 2 貸し出しを受けられる人

以下の全てに当てはまる世帯に属する人

- (1) 65歳以上の人のみ、または65歳以上の人と重度心身障がい者で構成する世帯
- (2) 市民税が非課税の世帯、または生活保護を受けている世帯
- (3) 固定電話を設置していない世帯
- (4) 携帯電話(それに類する通信機器)を所持している人がいない世帯

## 3 申込みから貸し出しまで

「高齢福祉課」に申し込みます。

### 【申請の際に必要なもの】

- ・対象者の身分証明書(コピー可)



利用できる人として認められる場合、電話機や電話回線を貸し出します。

電話機の台数は限られています。

また、設置までに時間を要することがあります。

## 4 費用

福祉電話の架設料は、全額を市が負担します。

使用料は、一部を市が負担します。

## 生活管理指導短期宿泊

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の人が、特別養護老人ホームなどに宿泊し、生活習慣などの訓練や体調の調整を行います。

### 1 サービスの内容

日常生活の指導や体調の調整などを行い、宿泊は7日間以内とします。

### 2 サービスを利用できる人

以下の全てに当てはまり、基本的な生活習慣や対人関係に課題を抱えている人

(1)65歳以上 (2)ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯

### 3 申込みからサービス開始まで

「高齢福祉課」または「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」に申込みます。

利用者の状況などを確認し、利用できる人として認められる場合、施設との連絡を行い、利用日を決めます。

送迎の必要な人は無料の送迎サービスの利用もできます。

### 4 利用できる施設・利用者負担

市から委託を受けている市内の特別養護老人ホーム

1日あたり419円・食事代(1,500円程度)・部屋代(部屋のタイプにより800円~2,000円程度)の負担があります。

## 無料入浴券

自宅に風呂がなく、市内の一般公衆浴場を利用している高齢者に、無料入浴券を交付します。

### 1 サービスの内容

市内の一般公衆浴場で使用できる無料入浴券を1か月につき5枚、ただし、7月分から9月分までについては、1か月につき10枚を交付します。

### 2 利用できる施設

鹿沼市高齢者福祉センター(鹿沼市酒野谷1006)



鹿沼市高齢者福祉センターの詳細は、28ページに掲載されています。

### 3 交付を受けられる人

以下の全てに当てはまる人

(1)65歳以上 (2)自宅に入浴設備がない ※ 故障等で使えない場合を除きます。

### 4 申込みから給付まで

「高齢福祉課」に申し込みます。

#### 申請の際に必要なもの

1 対象者の身分証明書 2 担当地区の民生委員の署名と捺印